

2足地ス発第999号  
令和2年8月26日  
(事務連絡)

足立区体育協会会長 様

地域のちから推進部長  
秋生 修一郎

熱中症事故の予防について（依頼）

平素より、当区のスポーツ事業にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本年も連日猛暑が続いており、熱中症事故が多数報道されております。

熱中症の予防に関しましては、環境省「熱中症環境保健マニュアル」において、「暑さ指数(WBGT) 31℃以上(危険水準)での運動を原則中止」と定められており、施設利用者の皆様の健康・安全管理の観点から、暑さ指数が危険水準に達した場合には、施設利用の自粛をお願いしております。しかしながら、そのような状況下でも利用を継続し、熱中症で救急搬送される事態が散見されます。つきましては、貴連盟・団体の利用者に対して、改めて上記の点を周知していただきますようお願い申し上げます。

また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な処置の実施をお願いいたします。具体的な対応につきましては、別紙「熱中症対応フロー」をご覧ください。

施設の利用を中止された場合の施設使用料については、還付(返金)・振替をさせていただきます。

熱中症情報につきましては、Aメールのほか、環境省ホームページ、各施設において配付される用紙でご確認いただけます。なお、暑さ指数が危険水準に達する状況下においても、なお活動を継続する場合は、利用者の責任において行うとともに、以下の事項についての徹底をお願いいたします。

- ・十分な水分補給を徹底してください。
- ・計画的に休憩をおとりください。
- ・帽子の着用等熱中症防止のための万全の対策を実施してください。

【担当】

スポーツ振興課スポーツ施設支援係  
03(3880)5989

